

能登町住宅耐震化促進事業のご案内

昭和56年5月31日以前に建築された住宅又は令和6年能登半島地震により被災された住宅について、地震による建築物の倒壊等の被害を軽減するため、住宅の耐震化に要する費用の一部を支援します。

耐震診断

まずは耐震診断を実施し、建物の耐震性を把握しましょう。耐震診断費用について次の補助があります。

	簡易耐震診断	既存建築物耐震診断	被災住宅耐震診断
費用	無料又は5,000円 ※図面や現地調査の有無で異なります。	耐震診断費用の3/4を補助します。 (限度額 9万円)	耐震診断費用の3/4を補助します。 (限度額 9万円)
対象住宅	昭和56年5月31日以前に建築された住宅 (併用住宅含む) ※併用部分の面積制限有り	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅	令和6年能登半島地震により被災し罹災証明(一部損壊以上)が発行された住宅
対象者	住宅の所有者 かつ 居住者 ※町税等を滞納していない者	居住者 ※町税等を滞納していない者	住宅の所有者 又は 居住者
構造	木造 (2階建て以下、在来軸組工法)	木造 (2階建て以下、在来軸組工法)	木造、鉄骨造、鉄筋 コンクリート造等
診断士	石川県建築士事務所協会の「木造住宅耐震診断士」名簿に登録されている診断士	指定なし	指定なし

耐震診断の結果は「上部構造評点」という数値で表されます。評点が1.0未満の住宅は大地震時に倒壊の危険性があるため、評点を1.0以上とするための耐震設計や耐震改修工事等について補助の対象となります。

耐震設計

耐震診断の結果、大地震時に倒壊の危険性があると判断された場合は、耐震改修を検討しましょう。耐震改修工事を行うための補強計画の立案や実施設計(耐震設計)に要する費用についても補助があります。

限度額 20万円

※耐震設計の交付決定の通知を受けた日から原則6か月以内に、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事の工事に着手するものが交付対象です。

耐震改修工事・段階的耐震改修工事

耐震設計が終わったら、いよいよ耐震改修工事です。耐震改修工事に要する費用についても補助があります。

限度額 180万円

工事費用や生活スタイル等の理由により、一度に耐震改修工事を行うことができない住宅については、二度に分けて耐震改修工事を行う「**段階的耐震改修工事**」もありますので、計画的に耐震化を目指してください。

※共同住宅や長屋の場合は補助額が異なります。(被災住宅に限り対象)

※段階的耐震改修には、第一段階、第二段階それぞれで目標とする条件があります。

建替え工事

令和6年能登半島地震により被災し罹災証明(一部損壊以上)が発行された住宅で、かつ、耐震診断の結果、大地震時に倒壊の危険性があると判断された場合などには建替え工事にも補助があります。

限度額 180万円

※建替え工事の場合には、耐震設計についての補助は受けられません。

※倒壊してしまった住宅や公費解体、自費解体した住宅は補助の対象になりません。

※罹災証明が半壊以上で発行された場合には、容易な耐震診断方法があります。

※共同住宅や長屋の場合は補助額が異なります。